

○東京芸術大学音楽学部規則

〔昭和36年6月26日〕
全 面 改 正

改正	昭和42年4月1日	昭和46年4月1日
	昭和50年4月1日	昭和58年1月27日
	平成5年2月18日	平成8年4月1日
	平成17年12月15日	平成20年3月27日
	平成24年4月1日	平成25年1月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京芸術大学音楽学部（以下「本学部」という。）の目的、教育課程の編成、学生の履修方法、卒業の要件等に関し必要な事項は、東京芸術大学学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 本学部は、音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。

(構成)

第3条 本学部の学科及び専攻は、別表1のとおりとする。

(所属)

第4条 学生の所属する科は指揮科への転科を除き、入学時において決定し、その変更は許可しない。

2 指揮科への転科は、教授会の議を経て学長が許可するものとする。

第5条 指揮科への転科は、邦楽科を除く各科に2年在学し、所定の単位を取得した者の中から選考するものとする。

2 前項の選考は、試験により行うものとする。

第2章 教育課程及び履修等

(教育課程等)

第6条 本学部における教育課程の授業科目、単位数及びその履修方法は、東京芸術大学音楽学部履修規程（以下「履修規程」という。）で定める。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目の単位を修得しなければならない。

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目の単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 学則第88条に規定する入学前の既修得単位の認定については、履修規定の定めるところにより、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

(授業科目等)

第8条 授業科目、授業時間割及び担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、臨時講義等についてはその都度公示する。

(履修登録)

第9条 学生は、所定の手続きによって履修科目の申告を行い、担当教員の承認を得なければならない。

(履修登録単位数の上限設定)

第10条 学生が1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職に関する科目、学芸員資格に関する科目及び単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除く。

2 前項の規定に関わらず、3年を超えて在学している学生については、上限を定めない。

(修了試験)

第11条 各科目の修了試験は、学期末又は学年末に行うものとする。ただし、学期又は学年の中途において授業が完結するとき、又は臨時講義等にあつては、その都度これを行うことがある。

(修了試験の受験資格)

第12条 修了試験は、その科目の授業時数の3分の2以上出席した者が受けることができる。

(追試験)

第13条 前条の受験資格があつて次の各号に掲げる事由により試験を受けることができない者は、当該試験日から1週間以内に追試験願にその証明書をそえて、学部長に提出し、その許可を得て受験することができる。

(1) 病気の場合(医師の診断書)

(2) 事故の場合(所轄の官署が発行する事故証明書)

(3) 親族(配偶者、父母、兄弟姉妹及祖父母に限る。)の死亡による忌引きの場合
(事実を確認出来る書類)

(4) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めた場合

2 追試験の成績は、当該者の得点から10%を減じたものを評価の対象とする。

(卒業試験)

第14条 卒業試験は、次のとおりとする。

(1) 作曲科は、作品試験とする。

(2) 声楽科、器楽科、指揮科及び邦楽科は演奏試験とする。

(卒業試験の受験資格)

第15条 卒業試験は、本学部3年をこえて在学した者で、所定の単位の3分の2以上を取得した者が受けることができる。ただし、第20条に規定する早期卒業に関しては、この限りでない。

(卒業作品、卒業論文の提出)

第16条 卒業作品又は卒業論文は所定の日までに学部長に提出しなければならない。

(成績評価基準等)

第17条 成績評価基準は別表2のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

(卒業要件)

第19条 本学部を卒業するためには、本学部履修規程の定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(早期卒業)

第20条 本学部で3年以上在学し、前条に定める単位を優秀な成績をもって修得した場合には、本人の申請に基づき、教授会の議を経て卒業を認定することができる。

2 本学部における早期卒業の認定基準については、別に定め、公表する。

第3章 演奏

(出演)

第21条 学生は本学の演奏会又は本学が特に指定した演奏会に出演を命じられたときは、これに出演しなければならない。

(懲戒)

第22条 前条の規定に違反した者は、学則第93条及び第94条の規定により懲戒することができる。

第4章 楽器使用

(楽器の借り受け等)

第23条 学生は学修のため、特に必要があると認められるときは、本学所有の楽器を借り受けることができる。

2 前項により楽器を借り受けようとする者は、所定の借用証を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第24条 前条により借り受けた楽器は、これを転貸してはならない。又返還を命じられたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第25条 借り受けた楽器を毀損した場合は、直ちにこれを返還し、本学の指示に従い修理しなければならない。又亡失若しくは修理不能のときは、本学の指示に従い弁償しなければならない。

(楽器の使用)

第26条 学生は学部長の許可を得て、所定の時間に限り本学部備品のピアノ、オルガン等を使用することができる。

附 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年1月27日から施行し、第5条の2に規定する単位認定は、大学については、昭和54年度入学生から、短期大学については、昭和57年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第17条を削る改正規定は、平成17年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の東京芸術大学音楽学部規則の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

作 曲 科		
声 楽 科		
器 楽 科	ピアノ専攻	
	オルガン専攻	
	弦 楽 専 攻	
	管 打 楽 専 攻	
	古 楽 専 攻	
指 揮 科		
邦 楽 科	三味線音楽専攻	
	邦楽囃子専攻	
	日本舞踊専攻	
	箏 曲	山田流専攻
		生田流専攻
	尺 八 専 攻	
	能 楽 専 攻	
	能楽囃子専攻	
	雅 楽 専 攻	
楽 理 科		
音楽環境創造科		

別表 2（第17条関係）

評 価 基 準			
秀	100～95	A s	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

- 1) 学科試験は100点法による。
- 2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- 3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。